

公益財団法人つなぐいのち基金
平成28年度 第3回 理事会議事録
(みなし決議による臨時理事会)

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 「主たる事務所の移転」の件
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鶴居 由記衣
3. 理事会があったものとみなされた日 平成28年9月28日
4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘
5. 理事現在数及び定足数 現在数 6名、定足数 4名 (監事 1名)
(電磁的記録による同意) 鶴居代表理事 清水副理事長 安藤常任理事
豊住常務理事 伊藤理事 村尾理事 福岡監事
6. 会議の概要
第1号議案 「主たる事務所の移転」の件

【移転先住所】 現住所：東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号 より
新住所：東京都中央区日本橋二丁目1番17号 丹生ビル2階 に移転
【移転予定日】 2016年10月1日
【移転後連絡先】 電話番号 03-5201-1521 FAX 番号 03-6862-5027 (変更なし)

変更後、移転先となる当該シェア事務所「TRIEL 東京」を管理運営する3 L entrance 株式会社とバーチャルオフィス会員として契約、登記を行う。その後に年度内を期限として状況も鑑みながら、コワーキング会員契約への移行を検討する。

尚、会議、事務処理等のオフィススペースについては、「つなぐいのちプロジェクト」に関する覚書に基づき、協賛企業である株式会社鎌倉新書の本社移転に伴い、下記を無償にて利用させていただく。

支援企業事務所：
東京 東京都中央区八重洲1丁目6-6 八重洲センタービル7階
株式会社鎌倉新書 (内) ミーティングスペース

平成28年9月23日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成28年9月28日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第33条3項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成28年9月28日

公益財団法人つなぐいのち基金

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘

